

～ 保留地を売却したことを申告する場合～
(= 「停止条件付売買契約に基づく引渡し請求権」を売却した場合)

サイズは裏表ともに A3

権 利 変 動 届 出 書 (表)

令和○年○月○日

住 所	売却した者（申告者）の各情報を記載 共有名義の場合は、共有者全員の氏名と持ち分を記載し、実印を押印 (例) 茨城 太郎(持分 1/2) 印、茨城 花子(持分 1/2) 印	
生年月日		
ふりがな		
氏 名		
電話番号		
住 所		
生年月日		
ふりがな		
氏 名		
電話番号		
住 所		
生年月日		
ふりがな		
氏 名		
電話番号		

実印
(印鑑証明書添付)

記

1 変動の概要						
区 分	地番	地 積		変動年月日	権利の種別	権 利 者 氏 名
変動前	○街区 ○画地	m ² ○○○		令和○年○月○日 (土地購入時の 引き渡し日)	停止条件付売買契約 に基づく引渡し 請求権	○○○○ (売却した者の氏名)
変動後	○街区 ○画地	○○○		令和○年○月○日 (土地売却時の 引き渡し日)	停止条件付売買契約 に基づく引渡し 請求権	(購入した者の氏名)
						売買

共有者がいる場合には「持ち分」を御記載ください。

研究学園都市計画事業
上河原崎・中西特定土地区画整理事業 ← 該当事業地区の様式を使用すること
施行者 茨城県
茨城県土浦土木事務所長殿

次表の土地について令和○年○月○日申告に係る
下記のとおり移転・変更・消滅がありましたので届け出ます。
土地購入時の申告(様式 2)受付日を記載
停止条件付売買契約
に基づく引渡し請求 権について

平成・令和 年 月 日土地登記簿登載事項						記事
町名	地番	地目	地 積	摘 要	土地所有者 の住所氏名	
			m ²			保留地 ○街区○画地 ○○○m ² (複数画地を一度に申告する場合は、 続けて全て記入)

画地全部の場合は記入不要。
(一部の場合は裏面の 3 (2) を参照し記入。)

- 3 添付する権利を証する書類の名称
- 4 その他参考となる事項 必要に応じて記入

この届出書記載のとおり権利の変動を認めます。

土地所有者 住 所 氏 名 記 入 不 要

権 利 変 動 届 出 書 （裏）

- (注) 1 届出者又は土地所有者が法人である場合においては、「住所」欄にはその法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄にはその法人の名称を記載し、「生年月日」欄には記載しないでください。
- 2 土地が土地区画整理法第 100 条の 2 の規定により施行者が管理する宅地（保留地予定地等）又はその部分である場合においては、土地登記簿記載事項の表中「記事」欄にその旨を記載し、同表中「記事」欄以外の欄は記載しないことができます。また、変動の概要の表中「地番」欄は、画地番号を記載してください。
- 2 の「記事」欄記載例：保留地予定地 250 街区 10 画地 250.00 m²
必要に応じて権利内容を以下により追加記載
・「抵当権の内容については別添のとおり」
または「具体的に記載」
2 の「地番」欄記載例：10 画地
- 3 位置見取図についての注意
- (1) 申告のあった権利部分の全部につき権利の移転、消滅等の変動又は地積以外の変動であるときは、位置見取図に記載する必要はありません。
- (2) 申告のあった権利部分の一部を他に譲渡したり又は消滅したときは、その譲渡又は消滅に係る権利の目的となっている部分の位置を明らかにするため、次のことを位置見取図に記載してください。
- イ 権利の目的となっている部分の全部とこれに接する道路、水路等
ロ 譲渡又は消滅する権利の部分の周囲の長さ
ハ 譲渡又は消滅する権利の部分に建物、工作物等があるときは、大体の位置及びその形
- (3) 申告のあった同一土地所有者の連続する二筆以上の土地にまたがる権利で変動のあったものは、各筆ごとにその部分の位置を明らかにするため、次のことを位置見取図に記載してください。
- イ 権利の目的となっている部分の全部とこれに接する道路、水路等
ロ 各筆の地番界を明らかにし、各筆ごとの権利の譲渡又は消滅する部分の周囲の長さとし地積
ハ 権利の譲渡又は消滅する部分に建物、工作物等があるときは、大体の位置及びその形
- (4) 図面には、必ず方位を入れてください。
- 4 当該移転、変更又は消滅に係る当事者の連署が得られず、移転、変更又は消滅があったことを証する書面を添付するときは、その書面の名称（確定判決書、和解調書、調停調書、示談書、領収書等）を書き入れてください。
- 5 この書類を提出するときは、連署した者全員の印鑑証明（発行の日から 3 か月以内のもの）を添付してください。
- 6 記載に際しては、必ず墨又はインクを使用してください。
- 7 申告された権利の内容は、土地区画整理法第 84 条の備付簿書として利害関係者から閲覧又は謄写の請求があった場合は、これに応じることとなります。

